

甲良町第三次 財政健全化計画

令和4年10月策定

甲 良 町

目 次

はじめに.....	1
第1章 計画策定の基礎的事項.....	2
第2章 本町の財政状況について.....	3
1. 主な歳入の状況.....	3
2. 主な歳出の状況.....	4
3. 各種財政指標.....	5
第3章 中期財政見通し.....	7
第4章 財務分析.....	10
1. マクロ的視点（財政全体の状況）.....	10
2. ミクロ的視点（物件費及び人件費の詳細分析）.....	15
第5章 財政健全化に向けた課題まとめ及び基本方針.....	22
1. 課題まとめ.....	22
2. 基本方針.....	22
第6章 改善項目及び実施体制.....	23
1. 改善項目.....	23
2. 実施体制.....	24
第7章 モニタリング.....	25
計画の策定にあたって.....	26

はじめに

本町における最近の行財政改革は、平成 28 年 1 月に公金着服事件が発覚したことを契機に再発防止委員会を設置し、公金マニュアルの改訂を行うことで事務手続きを改善させました。平成 30 年度には補助金を見直して約 3,000 万円の歳出削減を図り、令和 2 年度には職員の業務量調査を行うなど行財政改革の取り組みにより、行政内部経費の節減・各種事業の見直しを進めてきました。

しかしながら、本町では自主財源に乏しい一方で、高齢化に伴う社会保障事業や新型コロナウイルス感染症等の各種感染症予防、大雪等の大規模自然災害に備える必要があるなど、本町を取り巻く環境は厳しさを増しています。こうした状況に対応するため、近年非常に厳しい財政運営を余儀なくされており、令和 2 年度末では財政調整基金（貯金）が枯渇する事態となっています。第 4 次甲良町総合計画の推進や公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の改修・建直し等、今後こうした財政需要が見込まれ、財政状況は楽観できる状況ではありません。

このため、財政の健全化を図り、自主・自立の行財政システムの構築、「選択」と「集中」によって、限られた財源を有効に活用するとの認識に立ち、甲良町第三次財政健全化計画を策定し、改革に取り組むものとします。

最後に、甲良町長を筆頭に、職員一同が財政の危機的な状況を認識し、一人ひとりが歳出の削減および歳入の増加を意識して、予算の編成・管理・執行を適正に行うよう誠心誠意努めていきます。

令和 4 年 10 月 1 日

甲 良 町 長 野瀬 喜久男

第1章 計画策定の基礎的事項

(1) 財政健全化計画策定の目的

- ① これまでの財務状況を分析し、中期的な財政収支を推計することで、本町の課題を洗い出し、健全な財政運営を行うための方策を明らかにすること。
- ② 庁内に危機意識を共有し、予算及び執行の各段階において、必要最小限の支出となるようにすること。

(2) 計画期間

令和5年度（2023年）から令和9年度（2027年）までの5年間とします。

(3) 会計単位

普通会計とします。

※普通会計とは一般会計、墓地公園事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、土地取得造成事業特別会計を示します。（住宅新築資金等貸付事業特別会計、土地取得造成事業特別会計は令和3年度から廃止）

(4) 比較対象

地理的条件や財政規模が比較的似通っていて、災害等の特殊事情の差が生じにくく、庁内に危機意識を共有しやすいことから、県内5町の中央値を比較対象とします。

（県内5町：日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、多賀町）

なお、中央値とは、5町の数値のうち順位が中央である値のことで、極端な値に左右されずに分析を行うことができるため、本計画で採用します。

また、他町との比較を行いやすくするために、各項目を人口で除した「住民一人当たり財務情報」を用いることとします。

(5) モニタリング対象

計画の実施状況について、次の事柄を中心に確認していきます。

- ① 財政調整基金残高
- ② 公共施設等総合管理計画に基づく実施計画の策定及び実施
- ③ 策定予定の「改善プログラム」の進捗

(6) 計画の見直し

社会情勢の変化等により、財政状況等への影響が見込まれる場合には、必要に応じて、随時見直します。

第2章 本町の財政状況について

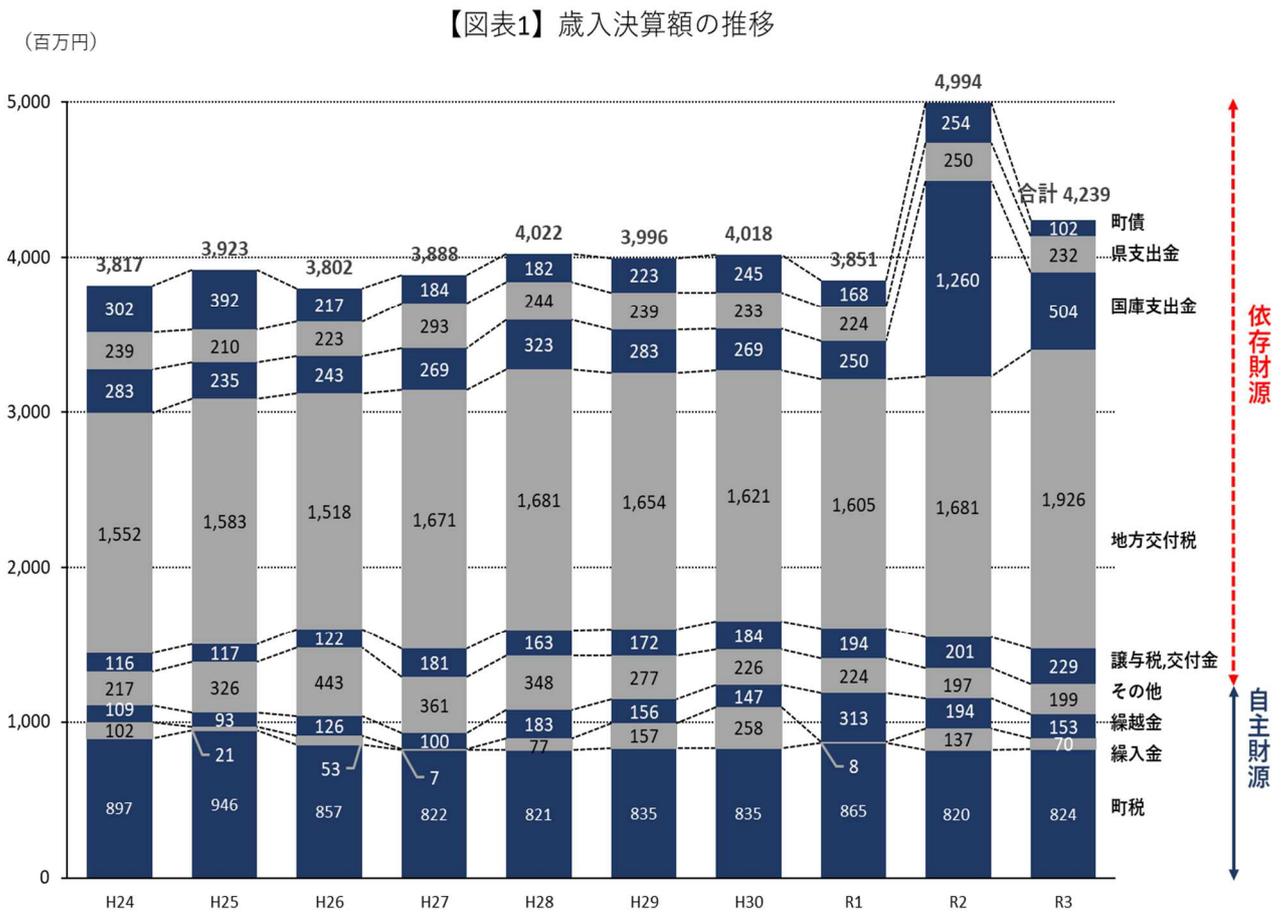
平成24年度から令和3年度までの10年間の普通会計における主な歳入・歳出の状況や各種財政指標は次の通りとなっています。

1. 主な歳入の状況

町税は納税人口の減少に伴って緩やかな減少傾向にあります。（【図表1】）地方交付税は国の地方財政計画や景気の変動に影響され、最大で約4億円の年度間差額を生じて上下しています。繰入金は近年の財源不足に伴い、基金を崩さなければ財政運営が困難な状況のため、10年間合計で約9億円の取り崩しを行っています。

なお、令和2年度の国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症関連の国庫補助（地方創生臨時交付金や特別定額給付金等、計963百万円）により大幅に増加しています。

歳入構成を見ると、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税等の依存財源に頼り続けています。



2. 主な歳出の状況

人件費は職員の定年退職等により減少傾向にあります。【図表2】

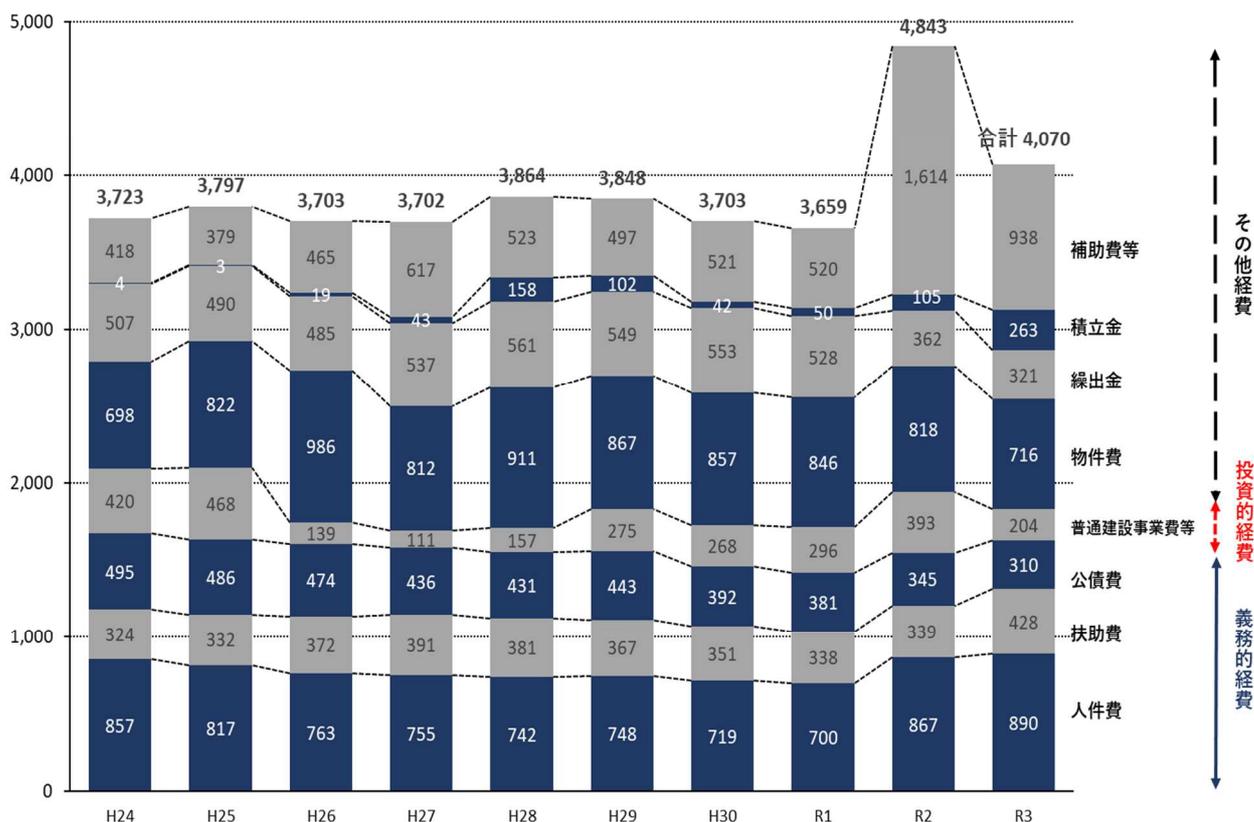
繰出金は下水道事業会計の地方債償還に対する一般会計からの繰出金の増加により、増加傾向にあります。物件費は平成24年度には約7億円でしたが、平成26年度をピークに緩やかに減少し、令和3年度には約7億2千万円となりました。基金への積立金は10年間合計で約8億円になる一方で、基金の取り崩しの合計が約9億円になることから、基金残高が減少しています。

なお、令和2年度の補助費等については、新型コロナウイルス感染症関連経費（特別定額給付金等、計847千円）の増などにより、大幅に増加しています。

歳出構成を見ると、人件費や物件費等の割合が大きく、総額では概ね37億円前後で推移しています。

(百万円)

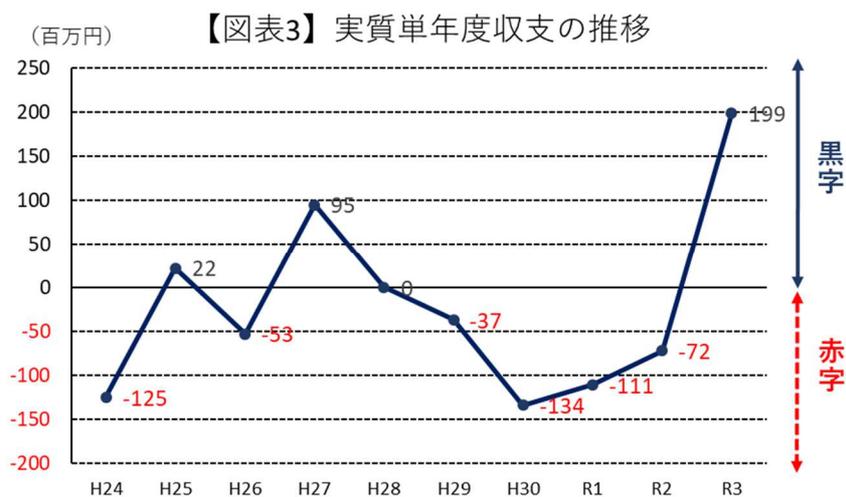
【図表2】歳出決算額の推移



※令和2年度から会計年度任用職員制度が始まったため、物件費（臨時職員賃金等）から人件費（会計年度任用職員給等）に科目移行されました。また、令和2年度から下水道事業会計が特別会計から公営企業会計に移行したため、繰出金が補助費に科目移行されました。

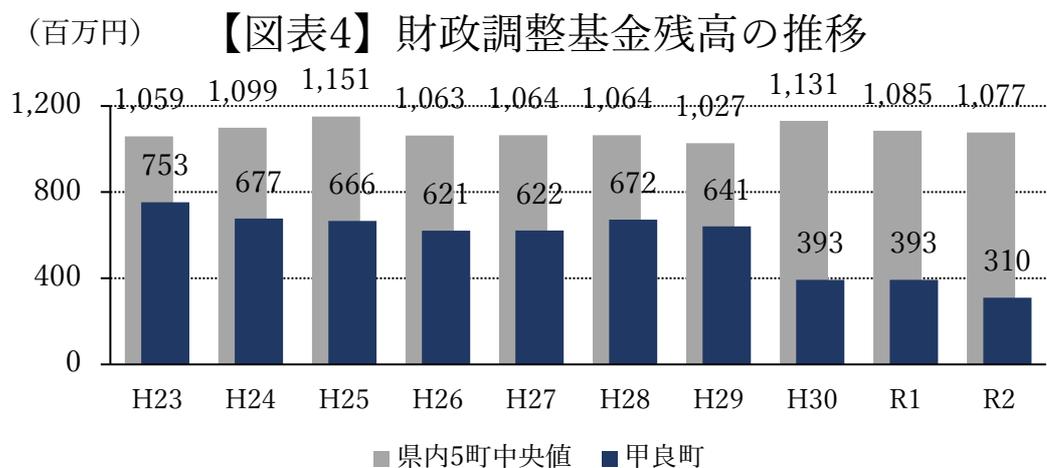
3. 各種財政指標

実質単年度収支（※当該年度のみでの財政運営の成果を実質的に示す指標）は、平成23年度では約8千8百万円の黒字でしたが、翌年度から赤字が目立ちはじめ、令和2年度では約7千万円の赤字となる等、厳しい運営が続いています。（【図表3】）



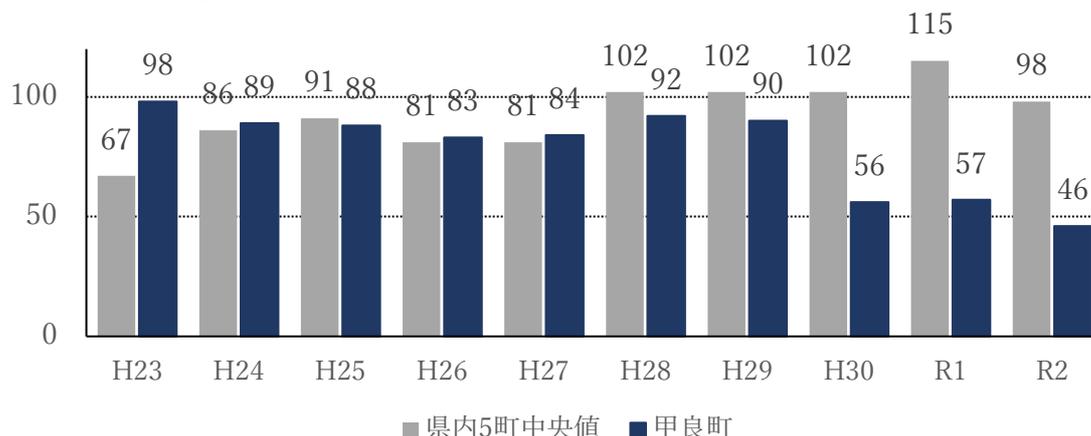
※実質単年度収支＝実質収支（歳入－歳出－翌年度への繰越財源）－前年度実質収支
 ＋ 基金積立金－基金取崩金＋繰上償還金

それに伴って、一般家庭で意味するところの貯金にあたる財政調整基金の取り崩しを行わなければ財政運営が成り立たない状況が続いています。その結果、財政調整基金は10年間で約60%減少し、危機的な状況となっています。（【図表4】）



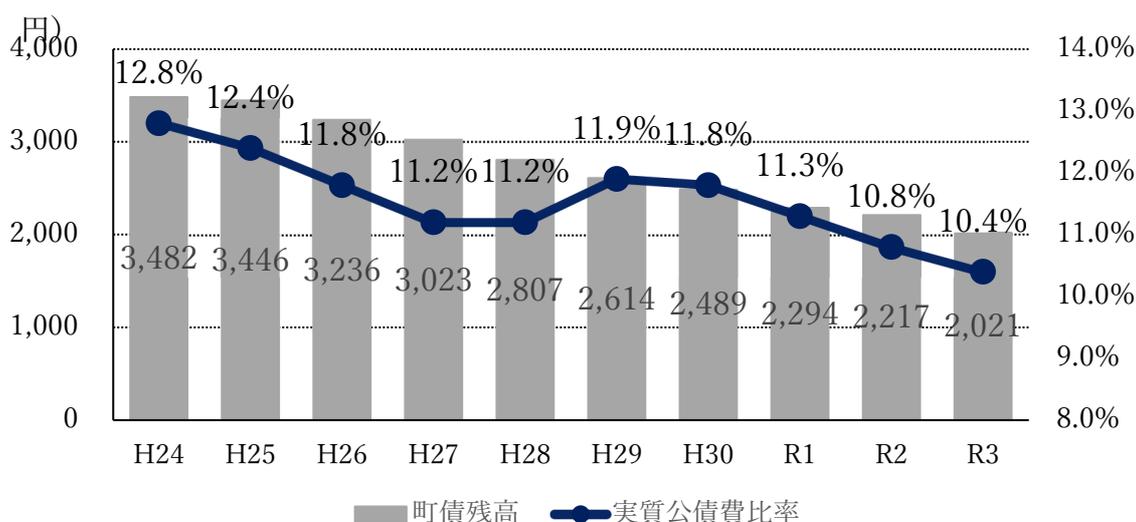
財政調整基金残高について、人口規模を考慮して県内5町と比較すると、住民一人当たりの財政調整基金残高は平成29年度までは県内5町中央値と同水準を維持していたものの、平成30年度には地方交付税等の減少及び翌年度への繰越事業の増大により減少し、令和2年では4万6千円となり、県内5町中央値の50%にも満たない水準となりました。

(千円/人) 【図表5】 住民一人当たり 財政調整基金残高



町債残高については、平成24年度では約35億円でしたが、交付税算入率の高い町債を中心に発行し、新規発行を抑制する運営を行っているため、令和3年度では約20億円で減少しました。しかし、依然として多額の町債が残っており、令和3年度の実質公債費比率（一般会計等が負担する公債費等が標準財政規模に占める割合）は県内で2番目に高い10.4%です。

(百万円) 【図表6】 町債残高及び実質公債費比率の推移



第3章 中期財政見通し

前記のような本町の財政状況を踏まえて、令和4年度から令和9年度までの財政見通しを推計しました。

① 基本的な考え方

中期的な視点に立った財政運営を進めるために令和4年度予算における制度、施策、過去の決算状況等を参考に、現状のまま推移したと仮定して推計します。

② 試算の対象

普通会計を対象とします。

③ 推計方法

平成29年度から令和3年度決算を前提に、一定の条件のもとに推計しました。

人口推計は人口ビジョンの推計を、経済成長率は内閣府の令和4年7月29日付「中長期の経済財政に関する試算」の名目GDP成長率予想（ベースラインケース採用）をもとに推計します。

【歳入】

町税	人口推計や経済成長率などを勘案し推計。
地方譲与税、交付金	令和3年度と同様に推移するものとして推計。 （一部、過去の推移が増加傾向だったものについては、過去の伸び率を勘案し推計。）
地方交付税、臨時財政対策債	臨時財政対策債は令和3年度と同様に推移するものとして推計。 特別交付税は近年の減少傾向を勘案し推計。 普通交付税は令和3年度が人口急減補正に伴う著増のため、令和2年度と同様に推移するものとして推計。
国庫支出金、県支出金	現行制度が継続するものとして推計。
繰入金	年度内に納税されたふるさと応援金と同額をふるさと応援基金から取り崩す。 また、財源不足が生じた場合に財政調整基金を取り崩す。
町債（臨時財政対策債を除く）	普通建設事業費に応じて推計。
その他（負担金、使用料、手数料、財産収入、諸収入等）	原則、現状維持で推計。 （一部、過去の推移が増加傾向だったものについては、過去の伸び率を勘案し推計。）

【歳 出】

人件費、維持補修費、繰出金	過去の伸び率を勘案し推計。 ※下水道事業会計への繰出金については、公営企業会計適用に伴い、令和2年度以降、繰出金から補助費に科目移行されたことを反映。維持補修費については、令和3年度に大雪に伴う著増のため、令和3年度を除いて伸び率を勘案し推計。
扶助費、物件費	現状維持で推計。
補助費等	過去の伸び率を勘案し推計。 ※下水道事業会計への繰出金については、公営企業会計適用に伴い、令和2年度以降、繰出金から補助費に科目移行されたことを反映。
公債費	既に発行した地方債の償還計画に加えて、新規の発行見込みを加えて推計。
普通建設事業費	公共施設等総合管理計画の将来負担シミュレーションから推計。
積立金	ふるさと納税は年度内にふるさと応援基金に全額積み立て、前年度実質収支の半額を財政調整基金に積み立てすると仮定する。

※端数処理の関係で、他の図表の数字とズレが生じる場合があります。

現在の状態が継続すると想定して、将来をシミュレーションすると次の通りになることが分かりました。

町税については、内閣府の試算によれば、景気回復に伴って個人の所得や法人の収益が増大する見込みである一方、人口減少に伴う納税義務者の減少が見込まれることから、町税全体としては、概ね現状を維持し、8億5千万円程度を推移する見込みです。

他の歳入に着目すると、過去の実績から特別交付税や使用料、手数料を中心に減少が見込まれ、財政調整基金の取り崩しを除いた歳入総額としては令和4年度が42億7千万円に対して、令和9年度では約15%減少して36億4千万円程度になると予想されます。

歳出については、繰出金については減少傾向にあるが、一方で、公共施設の老朽化に伴って普通建設事業の負担が年々増していくと予想されます。特に、令和5年度では甲良中学校校舎長寿命化のための改修費が生じる等の結果、8億9千万円に膨らむ見込みです。

以上のことから、現状のまま推移すると、令和9年度までに累計約7.2億円の財源不足が生じ、財源不足への対応として財政調整基金の取り崩しを行った場合、令和9年度末には枯渇する見込みです。

こうした危機的な状況を回避するために、次章以降で財政分析を行い、それを踏まえた改善策を講じてまいります。

【歳入歳出の推計】

歳入(百万円)	(実績)			(推計)					
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
町税	865	820	824	840	843	846	846	846	846
譲与税・交付金	194	201	229	193	193	193	193	193	193
地方交付税	1,606	1,681	1,926	1,674	1,667	1,661	1,654	1,647	1,641
うち普通交付税	1,213	1,300	1,478	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
うち特別交付税	393	381	448	374	367	361	354	347	341
国庫支出金	250	1,260	504	388	414	284	283	283	281
県支出金	224	250	232	247	247	247	247	247	247
繰越金	313	194	153	169	0	0	0	0	0
町債	168	254	102	501	671	204	210	125	181
うち臨時財政対策債	92	87	84	87	87	87	87	87	87
寄付金	46	54	59	54	54	54	54	54	54
その他収入	183	147	210	206	202	199	196	194	192
歳入総額(A)	3,849	4,861	4,239	4,272	4,291	3,688	3,683	3,589	3,635

歳出(百万円)	(実績)			(推計)					
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
人件費	700	867	890	892	894	897	899	901	904
扶助費	338	339	428	365	365	365	365	365	365
公債費	381	345	310	298	293	277	294	338	324
普通建設事業費	296	393	204	693	893	254	303	193	280
物件費	846	818	716	821	821	821	821	821	821
補助費等	520	1,614	938	786	796	809	822	835	847
繰出金	528	362	321	306	292	278	265	253	241
積立金	50	105	263	138	54	54	54	54	54
歳出総額(B)	3,659	4,843	4,070	4,299	4,408	3,755	3,823	3,760	3,836

【財源不足への対応】

歳入歳出差引(A)-(B)(百万円)	190	18	169	-27	-117	-67	-140	-171	-201
財政調整基金の取り崩し(百万円)	4	134	0	27	117	67	140	171	71
財調取り崩し後差引(百万円)	194	152	169	0	0	0	0	0	-130
財政調整基金残高(百万円)	393	310	509	566	449	382	242	71	0
地方債残高(百万円)	2,294	2,217	2,021	2,234	2,624	2,517	2,382	2,165	2,017
人口(生産年齢+高齢者人口)	6,104	6,019	5,943	5,855	5,767	5,679	5,591	5,501	5,410
名目GDP成長率	0.3%	-3.9%	1.2%	2.1%	2.2%	1.2%	1.5%	1.2%	1.0%

第4章 財務分析

地方公会計制度に基づく財務書類等をもとに指標を算定して、県内5町と比較分析を行うことで現在の財政状況を把握します。また、マクロ的視点とミクロ的視点に分けて分析します。マクロ的視点では本町の財政全体の状況を俯瞰的に把握するとともに、課題を洗い出します。ミクロ的視点では歳出の課題と見られる費目について、決算統計をもとに目的別・性質別分析を実施し、原因を突き止めます。

なお、通常の状態の財政状況を分析するために、地方公会計制度に基づく財務書類は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない令和元年度数値を用いることとします。

1. マクロ的視点（財政全体の状況）

（1）収支のバランス について

収支を分析する指標として、基礎的財政収支及び本年度差額率を用います。

【図表 7】 収支のバランスに係る分析指標

指標（令和元年度）	甲良町	県内5町中央値	県内5町平均値
基礎的財政収支（百万円）	149.0	185.0	182.8
本年度差額率（%）	△4.6	△5.1	△2.6
経常収支比率（%）	98.7	89.7	90.8

基礎的財政収支は公債費を賄う財源を意味しています。この数字がマイナスの場合には、当該年度の行政サービス、公共施設の資産形成等を新たな地方債の発行等により賄っていることを表します。本町の基礎的財政収支は県内5町中央値と比較するとやや劣るものの、プラスとなっています。このことから、行政サービス等を新たな町債の発行に頼ることなく執行できていて、町の将来負担の軽減を図れていることを示します。

次に、本年度差額は行政サービス全体における当該年度中の受益（行政サービスコスト）と負担（使用料、税収等）の差額を示すものであり、世代間の負担の公平性からゼロ又は若干のプラスが望ましいとされています。本町の本年度差額率は△4.6%で、中央値△5.1%よりやや高いものの、マイナスとなったことから、現役世代が町税等の自分たちの負担以上に受益を受けていることを意味しており、将来世代に受け継ぐべき純資産が減少していることが分かります。

そして、経常収支比率は人件費や扶助費、公債費などの経常経費に、地方税や地方交付税などの経常収入がどの程度充当されているかを比率で示すものであり、経常収支比率が

高いほど財政の硬直化が進んでいるとされます。本町の経常収支比率は98.7%で、中央値89.7%より高くなっていることから、財政の硬直化が進んでおり、収支のバランスが悪化していることが分かります。

※基礎的財政収支：業務活動収支（支払利息支出を除く）＋投資活動収支（基金積立金支出及び基金取り崩し収入を除く）

マイナスの場合には、行政サービスを新たな地方債の発行で賄っていることを表します。

本年度差額：純行政コスト－財源（税込、交付税、国庫補助金等）

世代間の負担の公平性と財政の健全性の観点から、ゼロまたは若干のプラスが望ましいとされています。

本年度差額率：本年度差額 ÷（経常収益（＝使用料、手数料等）＋財源）

経常収支比率：経常経費（＝人件費、扶助費、公債費等）充当一般財源

÷（経常一般財源（地方税、普通交付税等）＋臨時財政対策債等）

比率が高いほど、臨時的な財政需要や住民ニーズなどに対応した事業の十分な実施が難しくなり、一般的に70～80%程度が適正とされています。

以上を踏まえて、本町の収支のバランスについては、次の課題が挙げられます。

- 本町の本年度差額率はマイナスであり、また、経常収支比率は98.7%で、中央値89.7%より高く、収支のバランスが悪化している（収支のバランスを調整する予算編成が難しい状況）

(2) 基金について

基金を分析する指標として、減価償却累計額対基金残高比率及び財政調整基金等月収倍率を用います。

【図表 8】 基金に係る分析指標

指標（令和元年度）	甲良町	県内 5 町中央値	県内 5 町平均値
減価償却累計額対基金残高比率（%）	8.2	19.2	20.4
財政調整基金等月収倍率（月）	2.5	3.9	3.9

減価償却累計額対基金残高比率は公共施設等の減価償却累計額に対する基金残高（ただし減債基金を除く）の割合で算出され、将来の公共施設等の更新費用の概算金額に対して基金がどの程度蓄えられているかを示しています。本町は将来更新費の約 8%しか準備できておらず、公共施設やインフラ資産等の償却資産の老朽化に対応するためには、計画的に基金への積み立てを行う必要があります。

次に、財政調整基金等月収倍率は基準時点で保有している財政調整基金及び現金預金残高が税収等収入月額（起債収入等を除く収入）の何か月分に相当するかを表し、予算編成の柔軟な対応能力を把握することができます。本町の財政調整基金等月収倍率は 2.5 か月で、中央値の 3.9 か月より低く、将来の不測の事態に備えた財政的余力が小さいことが分かります。

以上を踏まえて、本町の基金については、次の課題が挙げられます。

- 本町は減価償却累計額対基金残高比率から見ると、公共施設等の将来更新費の約 8%しか基金として蓄えておらず、公共施設やインフラ資産等の償却資産の老朽化に対応するためには、計画的に基金への積み立てを行う必要がある。
- 本町の財政調整基金等月収倍率は 2.5 か月で、中央値の 3.9 か月より低く、将来の不測の事態に備えた財政的余力が小さい。

(3) 歳入について

歳入について、財産運営の自主性を発揮するためには、自主財源比率（歳入全体のうち地方税、分担金、使用料等の自主的に収入しうる財源の割合）は高いことが重要ですが、県内5町と比較すると低いことが分かりました。

【図表 9】一般会計の自主財源比率（%）

指標（令和2年度）	甲良町	県内5町中央値	県内5町平均値
一般会計の自主財源比率	26.1	41.5	41.2

自主財源の中でも、財源基盤の根幹をなす「町税」、また、受益者負担の適正化の観点から「使用料・手数料」について分析を行うために、町税の徴収率及び使用料・手数料の受益者負担比率を用います。

【図表 10】町税徴収率（%）

指標（令和2年度）	甲良町	県内5町中央値	県内5町平均値
町税徴収率（合計）	96.7	97.4	97.7
町税徴収率（現年度）	98.9	99.4	99.1
町税徴収率（滞納繰越）	30.3	27.1	30.7

令和2年度では、町税徴収率（国保税を除く）は合計96.7%となり、そのうち現年度分の徴収率は98.9%、滞納繰越分は30.3%になります。県内5町中央値が合計で97.4%、現年度分は99.4%、滞納繰越分は27.1%となることから、本町は現年度の徴収率に課題があると考えられます。

税目別では固定資産税の現年度徴収率が本町98.7%、5町中央値99.5%、軽自動車税の現年度徴収率が本町97.4%、5町中央値98.7%となることから、固定資産税と軽自動車税の現年度徴収率に課題があると考えられます。現年度催告の徹底と滞納処分の推進を図ることで、徴収率の向上を目指す必要があります。

【図表 11】受益者負担比率（%）

指標（令和元年度）	甲良町	県内5町中央値	県内5町平均値
受益者負担比率（%）	3.6	3.9	4.3

次に受益者負担比率についてです。

受益者負担比率とは経常費用に対する経常収益の割合で算出され、行政サービスに対し、受益者が使用料・手数料等でどれだけ負担しているかを示します。令和元年度の受益者負担比率は3.6%で、県内5町中央値より0.3%低いです。今後、施設の更新費用が生じるため、適宜、各種料金及びサービス内容、減免規程の見直しを図る必要があります。

以上を踏まえて、本町の歳入については、次の課題が挙げられます。

- 本町は、固定資産税と軽自動車税の現年度徴収率が 5 町中央値より低く現年度催告の徹底と滞納処分の推進を図ることで、徴収率の向上を目指す必要がある。
- 受益者負担比率は 3.6% で、県内 5 町中央値より 0.3% 低く、各種料金及びサービス内容、減免規程の見直しを図る必要がある。

(4) 歳出について

【図表 12】住民一人当たり純行政コスト・人件費・物件費等（万円）

指標（令和元年度）	甲良町	県内 5 町中央値	県内 5 町平均値
住民一人当たり純行政コスト（万円）	48.7	45.0	45.8
住民一人当たり人件費（万円）	13.6	9.7	9.0
住民一人当たり物件費等（万円）	18.5	15.2	18.2
住民一人当たりその他業務経費	0.6	0.4	0.5
住民一人当たり移転費用	17.7	20.3	20.2

歳出全体を分析する指標として、一人当たり純行政コストを用います。

一人当たりの純行政コストとは、行政サービスを提供するために消費した費用を人口一人当たりで算出した指標になります。県内 5 町中央値が 45.0 万円に対して、本町は 3.7 万円高い 48.7 万円となっています。同程度の行政サービスを提供していると仮定すると、本町は必要以上にコストが掛かっていると考えられます。

また、純行政コストを費目別で分析すると、人件費及び物件費がコスト過大になっていると判明しました。このことから、前記の 2 費目について、詳細に分析し、改善策を練り上げていくこととします。

以上を踏まえて、本町の歳出については、次の課題が挙げられます。

- 純行政コストを費目別で分析すると、他市に比べて人件費及び物件費についてコスト過大になっている（収支のバランスが悪化している大きな要因）。

※その他業務経費：地方債等に係る支払利息の支出経費

移転費用：補助金や社会保障給付費等の他者に移転する経費

2. ミクロ的視点（物件費及び人件費の詳細分析）

次に本町の収支のバランスの悪化の大きな原因と考えられる物件費及び人件費について、目的別・性質別分析を実施します。

（1）物件費について

【図表 13】住民一人当たり物件費の性質別内訳（千円）

指標（令和元年度）	甲良町	県内 5 町中央値	県内 5 町平均値
賃金	26.41	12.96	15.10
旅費	1.07	0.61	0.59
交際費	0.02	0.05	0.05
需用費	22.47	17.31	17.57
役務費	5.27	2.95	8.32
備品購入費	2.73	3.33	3.27
委託料	46.62	46.97	43.77
その他	17.90	12.09	13.18
合計※	122.49	96.28	101.84

※物件費の詳細分析は決算統計をもとにしており、減価償却費等を含まないため、前頁の「物件費等」とは一致しません。

住民一人当たり物件費の内訳から、物件費の中でも賃金、需用費、その他の物件費が県内 5 町中央値と比較して特に高いことが分かりました。なお、本町の人件費や賃金は高く、この場合は通常、委託費が低くなるが、中央値並のため課題の一つと考えられます。

これらの費目について、目的・性質別に分析を進めると、次の特徴が分かりました。

①賃金

全体として、民生費の割合が大きいです。主には、第一・第二保育園等の臨時保育士等賃金を計 68,809 千円計上しています。なお、令和 2 年度以降は会計年度任用職員制度の開始に伴って、賃金から人件費に歳出科目が移行しています。

②需用費

全体として、民生費の割合が大きいです。主には、保健福祉センターの光熱水費を計 18,298 千円、燃料費を 14,556 千円計上しています。これは、併設している温水プール及び香良の湯の運営に伴って生じているものになります。

甲良町		【図表 14】住民一人当たり物件費の目的別・性質別内訳（千円）									
指標	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	合計
賃金	0.00	1.60	14.60	0.25	0.00	0.36	0.00	0.00	0.00	9.59	26.41
旅費	0.06	0.35	0.13	0.00	0.00	0.06	0.03	0.02	0.30	0.12	1.07
交際費	0.00	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02
需用費	0.12	3.30	10.58	0.28	0.01	0.10	0.38	0.45	1.34	5.91	22.47
役務費	0.00	2.84	1.29	0.17	0.00	0.01	0.01	0.02	0.02	0.91	5.27
備品購入費	0.00	0.14	0.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.31	2.73
委託料	0.10	14.89	6.91	14.00	0.00	0.68	2.42	4.02	0.60	3.01	46.62
その他	0.03	11.01	2.31	0.07	0.00	0.08	0.01	0.06	0.01	4.31	17.90
合計	0.32	34.15	36.11	14.78	0.01	1.28	2.86	4.56	2.26	26.18	122.49

県内 5 町中央値											
指標	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	合計
賃金	0.00	1.30	3.16	0.34	0.00	0.12	0.00	0.33	0.00	6.65	12.96
旅費	0.04	0.09	0.05	0.01	0.00	0.03	0.02	0.02	0.11	0.10	0.61
交際費	0.01	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.05
需用費	0.14	3.07	1.17	0.78	0.02	0.19	0.14	0.29	0.25	10.58	17.31
役務費	0.00	1.63	0.48	0.10	0.00	0.02	0.01	0.01	0.04	0.53	2.95
備品購入費	0.00	0.43	0.09	0.01	0.00	0.02	0.00	0.01	0.08	1.81	3.33
委託料	0.06	7.70	4.31	10.16	0.00	1.23	1.72	1.52	0.41	12.98	46.97
その他	0.03	7.55	0.38	0.12	0.00	0.11	0.02	0.18	0.01	4.24	12.09
合計	0.43	23.37	12.78	12.08	0.03	1.69	1.84	2.27	0.92	34.67	103.51

③ 役務費

全体として、総務費の割合が大きいです。主には、総務一般管理の通信運搬費を 6,963 千円、電子計算管理事業の通信運搬費を 5,125 千円計上しています。これは、郵便物の切手代やネットワーク回線料になります。

④ 委託料

全体として 1 億円を超えるものは、一般廃棄物収集運搬業務委託や粗大ゴミ収集委託、温水プール及び香良の湯指定管理委託、ふるさと納税特産品発送準備業務委託、地籍調査業務委託、システム整備業務委託、予防接種委託が挙げられました。

令和 2 年度において、委託契約のうち見積合わせを行わない随意契約（少額契約を除く）は件数ベースで 82%、金額ベースで 41%となっています。

また、PC リースの仕様書を始めとして、メーカーを特定したり、必要以上のスペック・業務内容が盛り込まれたりしている仕様書が散見されました。

以上を踏まえて、物件費削減の改善策としては、次の様な試みが挙げられます。

- 公共施設の電力について、施設の重要性・災害時対応を踏まえつつ、大手電力会社に限らず幅広い業者との契約を検討する。
- 温水プール及び香良の湯の閉鎖の検討または費用負担削減案を立案する。
- 公共施設を指定管理制度で運用する際には、サウンディングを行い、民間企業のアイデアを取り入れた収益性の高い仕様を作成する。
- 押印廃止や業務のオンライン化を推進し、郵便量を減少させる。
- 契約手法を見直し、一者特命随意契約の比率を下げ価格競争を生み出すことで、契約額の低下を図る。
- 仕様書について、職員が作成することを原則とし、必要以上のサービスが含まれていないか確認を徹底する。合議者は仕様内容について職業的懐疑心を持ってチェックを行う。
- 行財政改革委員会を中心にして、契約方法や仕様書を定期的に見直して適正化を図る

(2) 人件費について

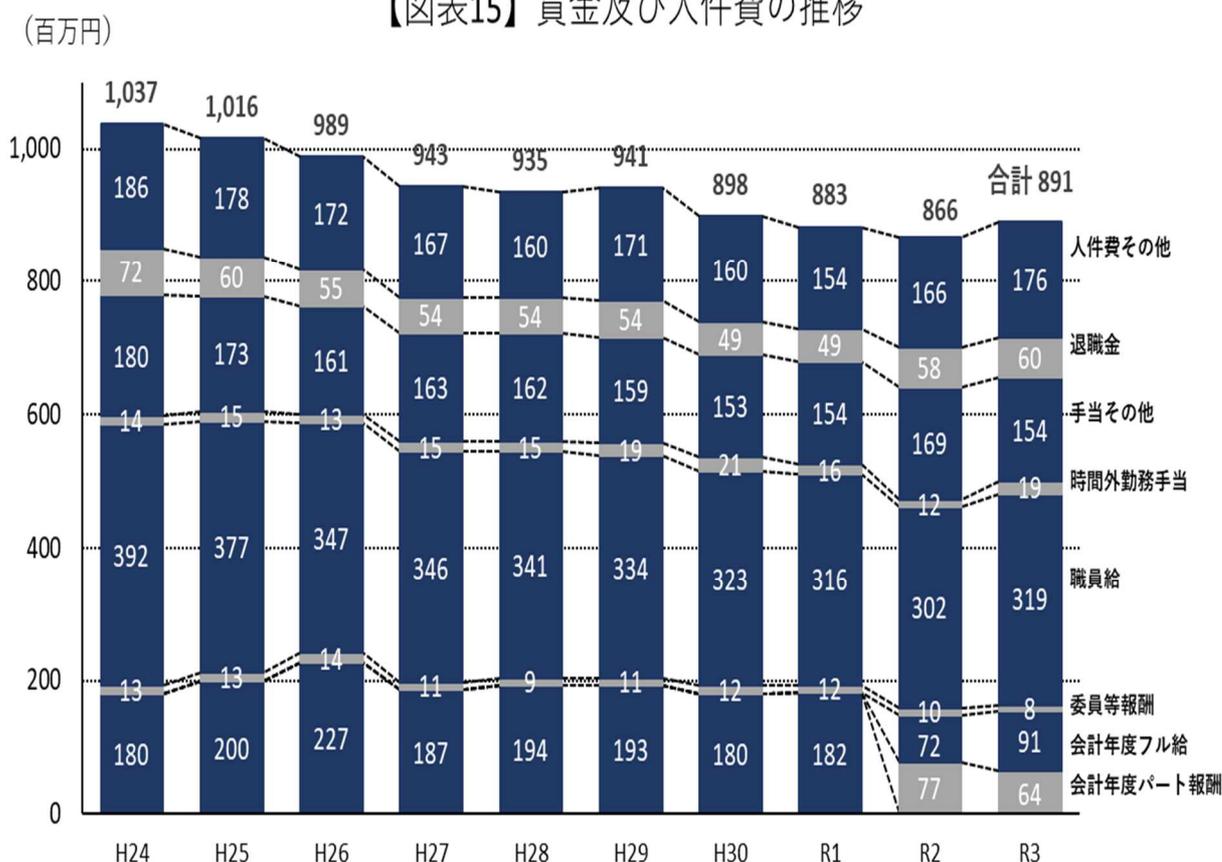
①現状

一般的には、物件費が高い場合には、業務委託や職員の非常勤化が進んでいるために、人件費が低くなる傾向にあります。しかし、前記した通り、一人当たりの物件費とともに人件費も高い状況にあることから、人件費にも課題があると想定されます。

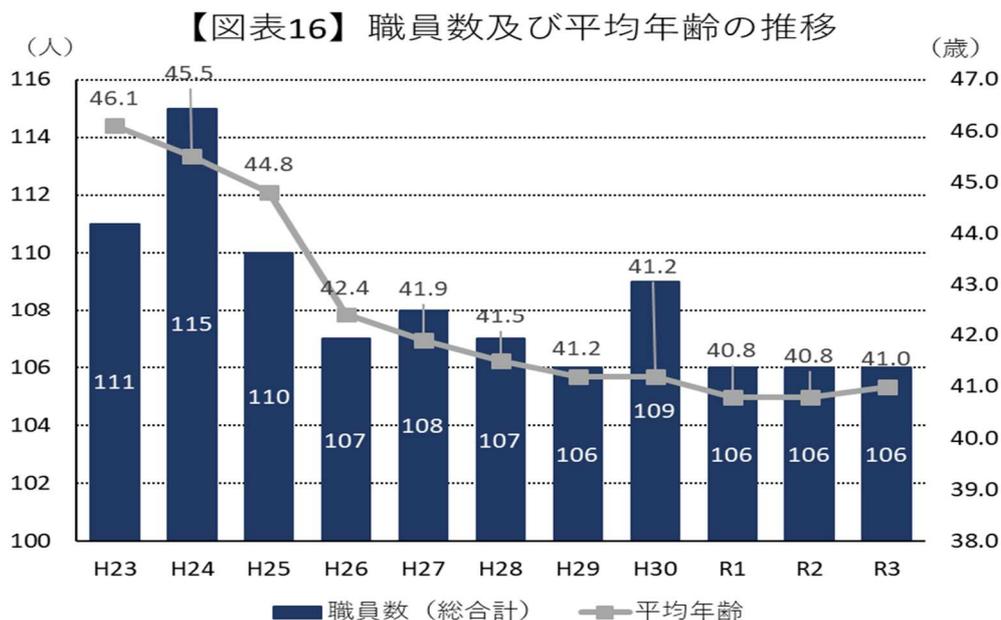
【図表 15】では人件費及び賃金の10年間の推移を示しています。なお、職員全体にかかった給料を分析するという観点から、臨時職員の賃金（令和2年度以降における会計年度任用職員フルタイム給料、パート報酬）も含めて分析しています。

過去10年間で賃金及び人件費の合計が約14%減少しており、主に職員給が約19%減少していることが影響しています。この要因を分析するにあたり、【図表 16】では職員数及び平均年齢の10年間の推移を示しています。【図表 16】より、職員の退職に伴って職員数及び平均年齢が減少傾向にあり、過去10年間で職員数は5人減少し、平均年齢は5.1歳低下したことが職員給の減少に寄与していると分かります。

【図表15】 賃金及び人件費の推移



※令和2年度から会計年度任用職員制度が始まったため、物件費（賃金）から人件費（上図の会計年度フル給、会計年度パート報酬）に科目移行されました。



※職員数及び平均年齢には会計年度任用職員（令和元年度以前の臨時職員）は含んでいません。

②性質別の分析

次に人件費を性質別に分析したところ、特に住民一人当たり議員報酬等及び職員給が県内5町と比較して高いことが分かったため、その原因を分析します。

議員報酬等について、議員一人当たりの報酬月額額は県内5町より低いが、住民千人当たり議員数が多いことが要因と考えられます。

職員給について、職員一人当たりの給料月額額は県内5町中央値並ですが、住民千人当たり職員数が多いことが要因と考えられます。

以上より、職員数及び議員数が本町の規模に見合っていない可能性が示唆されます。

【図表 17】住民一人当たりの職員給及び議員報酬等

指標（令和元年度）	甲良町	県内5町中央値	県内5町平均値
住民一人当たり議員報酬等（千円）	4.97	3.22	3.44
住民一人当たり職員給（千円）	70.31	57.06	55.41
議員一人当たり議員報酬月額（千円）	177.0	201.0	203.6
住民千人当たり議員数（人）	1.7	1.0	1.1
職員一人当たり給料月額（千円）	290.8	288.2	286.5
時間外勤務手当平均月額（千円）	26.2	29.1	35.9
職員平均年齢（歳）	40.8	39.0	38.4
住民千人当たり職員数（人）	15.4	12.4	11.8

※参照元：令和元年度地方公務員給与実態調査、令和元年度町村議会実態調査

③目的別の分析

続いて、目的別に県内5町と比較を行ったところ、人件費全体として高く、特に民生費で人件費が過大になっていることが分かりました。本町は2つの保育園を町営で有していることから、民生費の人件費のうち、第一保育園及び第二保育園の職員給料等が約70%を占めています。全国的な動きとして、保育士等は処遇改善の方向であり、保育園にかかる人件費が増加する恐れが高く、財政的影響が大きくなる見込みです。そうした中、本町では児童数の減少が予想されていることから、保育園の大規模改修を踏まえて、事業運営のあり方や施設規模を見直し、保育園の統廃合や民間委託等を検討する必要があります。

【図表 18】住民一人当たり人件費の目的別内訳（千円）

指標（令和元年度）	甲良町	県内5町中央値	県内5町平均値
議会費	6.98	5.58	5.84
総務費	33.48	26.85	24.34
民生費	30.32	15.50	16.32
衛生費	0.53	5.01	5.19
労働費	0.00	0.00	0.10
農林水産業費	4.60	4.20	4.52
商工費	0.85	1.52	1.55
土木費	5.73	4.20	4.15
消防費	0.53	0.88	1.10
教育費	18.37	22.07	21.21
合計	101.39	85.81	84.32

④業務量

また、令和2年度に業務量調査を行い、甲良町職員定数条例を改正する等、行財政改革を進めてきましたが、既存事業の仕分け・廃止の検討までは行えていません。年々幅広いニーズに合わせて業務を拡充し続けているため、業務量が膨大になっている可能性があります。

⑤その他

最後に、人件費に係る本町の特徴として、55歳以上の職員に対して昇給を実施していることが挙げられます。高年齢層の給与是正のために、平成26年1月から55歳以上の国家公務員の昇給を停止しており、県内の市町でも国に準拠して昇給停止が進められています。本町は平均年齢が40.8歳と高いことから、支給金額の高い年齢層が多いことが課題の一つであると考えられます。

以上を踏まえて、人件費削減の改善策としては、次の様な試みが挙げられます。

- 定年延長を見据えて、既存の昇給方法を見直し、55歳以上の昇給停止や人事評価制度に基づいた支給に変更する。
- 保育園の統廃合や民間委託等を検討する。
- 各事業主管課や行財政改革委員会を主体にして、事業廃止や事務手続きの簡略化等、業務見直しを図って、業務量を削減する。削減された業務量に合わせて職員定数を修正し、定数条例に基づいて職員数を管理することで人件費の削減を図る。
- 職員研修計画を抜本的に見直して、職員の能力の底上げを図る。また県内市町と職員交流を活発に実施することで、業務の質を向上させる。
- 全事務に関してマニュアル整備や引継ぎ書類の作成を徹底し、事務ミスを削減することで時間外勤務手当の削減を図る。

第5章 財政健全化に向けた課題まとめ及び基本方針

1. 課題まとめ

これまでの内容をもとに課題を整理すると次の通りとなります。

- ① 収支のバランスが悪化している。
- ② 固定資産税及び軽自動車税の現年度徴収率が低い。
- ③ 使用料・手数料等の受益者負担比率が低い。
- ④ 将来の公共施設等の更新費用への備えである基金残高が少ない。
- ⑤ 財政調整基金残高が枯渇してきている。
- ⑥ コストのうち、物件費及び人件費が他町より割高である。
- ⑦ 物件費のうち、特に民生費の賃金・需用費、総務費の役務費、委託費全般の支出額が高い。
- ⑧ 人件費のうち、特に民生費が高く、この主体としては保育園の人件費である。

2. 基本方針

今後ますます厳しい財政運営が余儀なくされる中、限られた財源を最大限に活用して住民ニーズに応えるために、次の方針で業務改善にあたります。

- ① 財政調整基金を県内5町中央値である10億円まで積み立てる
- ② 歳入の確保を徹底する
- ③ 使用料・手数料を見直し、適宜改定する
- ④ 事業・経費を見直し、事業・経費削減を図る
- ⑤ 事業削減に応じて、定数条例を見直し、職員数の削減を図る
- ⑥ 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を適切に見直し、公共施設の更新または統廃合を行うと同時に、必要な費用について基金へ計画的に積み立てる。

第6章 改善項目及び実施体制

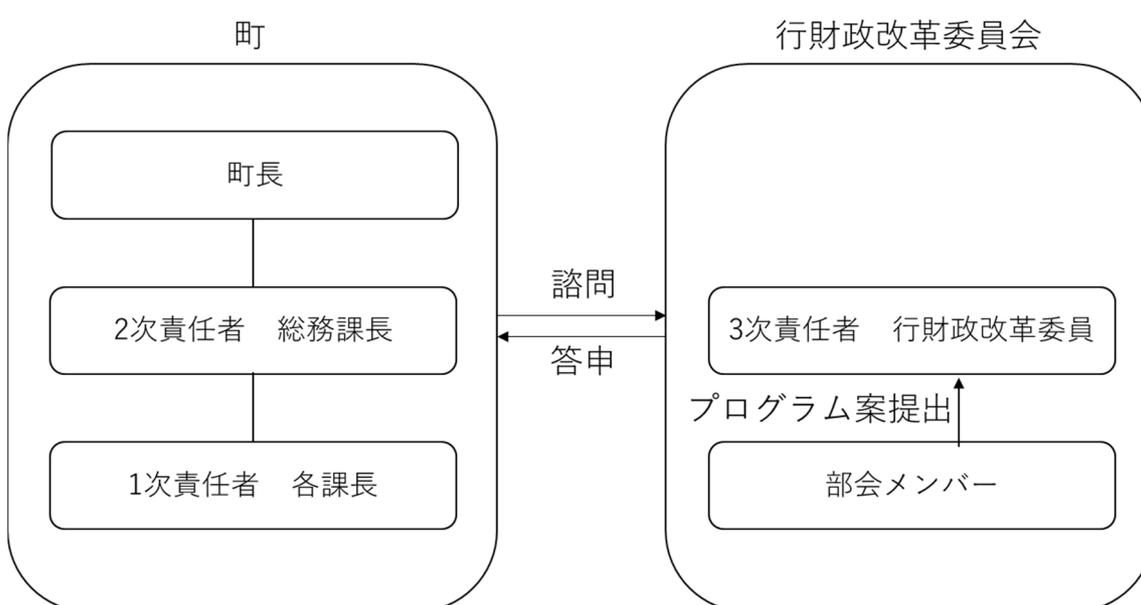
以上を踏まえて、令和5年度～令和9年度に次に掲げる項目・体制で、令和5年度以降に別途作成予定の「改善プログラム」の実施にあたります。なお、「改善プログラム」については、適宜更新するものとします。

1. 改善項目

大項目	中項目
① 歳入の確保	1. 町税等収入の確保 2. 使用料・手数料の受益者負担の適正化 3. その他自主財源及び特定財源の確保
② 事業・経費の見直し	1. 事業仕分けの推進・事業廃止の検討 2. 事業内容・経費の精査 3. 事務の効率化
③ 人件費の適正化	1. 職員数管理の適正化（会計年度任用職員を含む） 2. 職員の能力向上策の推進
④ 町財産の適正管理	1. 公共施設の仕分けの推進・統廃合の検討 2. 公共施設の修繕計画・基金積立計画の策定 3. 公用車の集約化 4. 町有地の売却・有効活用の計画の策定

2. 実施体制

項目	担当者	内容
1次責任者	各課長	改善プログラムの実施主体となる。
2次責任者	総務課長	改善プログラム全体の進捗管理を行う。
3次責任者	行財政改革委員	改善プログラムの進捗の審査・相談役となる。
部会メンバー	町長指名の主幹級以下の職員	行財政改革委員会の下部組織と位置付ける。 改善プログラム案の検討を行う。



【流れ】

- 第一回目は、改善プログラム案の作成について諮問を行い、委員会は諮問を受けて、部会メンバーが案を作成し、委員が修正をかけて町へ答申として提出する。
- 町長は答申を受けて、改善プログラムを策定する。
- 第二回目以降の諮問では、町は改善プログラムの進捗について報告し、委員会は指摘事項やプログラム案の修正等を答申として提出する。

第7章 モニタリング

前記の実施体制で改善プログラムに取り組むものとし、次の流れで実施状況を把握・調整することとします。

項目	内容
モニタリング実施主体 (2次責任者)	総務課長
時期	半年毎
実施内容	課長会で1次責任者から各プログラムの進捗を確認する。計画に沿って実施されるように、軌道修正等を行う。 また、年に二回以上、行財政改革委員会で各プログラムの進捗を報告し、委員の指摘事項に基づいて、適宜改善を図る。

計画の策定にあたって

甲良町における財政健全化計画は今回が第三次計画になり、これまでも同様の計画に基づいて財政健全化の取組みが行われてきました。財政健全化の取組みの効果などもあって、2009年に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）による実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の各指標は健全な状況を保っています。

しかし、全国を見渡すと、これらの財政健全化法に基づく比率が良好であるにもかかわらず、限られた財源の中で増大する扶助費や公共施設やインフラの更新費用などにより収支のバランスが崩れ、さらには財政調整基金が枯渇するといった状況に陥り、財政非常事態宣言を発出する地方自治体が近年増えています。そのため、甲良町においても、現状の健全化判断比率が良好であっても油断することなく、財政状況をつぶさに評価し、財政上の課題があれば対応策を検討することが求められています。

今回の計画策定では、財政状況をより適切に把握するため、地方公会計等に基づく財務分析を行い、甲良町は、「収支のバランス」が悪化していることが分かりました。そこで、収支のバランスの改善として収入に関する取組みはもちろんですが、特に財政健全化の取組みをより効果的に行うことができる支出面に特に着目し、決算統計を活用して甲良町の財政的課題を個々に特定しました。これは、甲良町は職員が106名程度（会計年度任用職員を除く）と非常に限られた人員体制であり、限られた人員のもとで財政健全化を真に実行に移すためには総花的な取組みよりもポイントを絞った取組みがより有効であるためです。

今回の取組みは、従来とは異なるアプローチでの財政健全化の取組みであり、本計画で明らかにした甲良町の財政的課題とそれに対する改善事項をもとに、今後は詳細なプログラムの策定と確実に取組みを進めるための進捗管理を行っていくことが必要です。

令和4年10月1日

一般社団法人行政経営支援機構／横田慎一公認会計士事務所
公認会計士 横田 慎一

（総務省 経営・財務マネジメント強化事業 アドバイザー）